

参 考 資 料

一般的な会計基準と異なる会計処理や財務諸表の表示の例

建設業	特段なし
銀行・信託業	<p>(銀行業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引責任準備金 (登録金融機関) (金融商品取引法第 48 条の 3) ・ 支払承諾 (銀行法施行規則等の様式) <p>(信託業)</p> <p>特段なし</p>
建設業保証業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任準備金 (公共工事の前払金保証事業に関する法律第 15 条) ・ 支払備金 (公共工事の前払金保証事業に関する法律第 16 条)
第一種金融商品取引業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第 46 条の 5)
保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者配当準備金 (保険業法第 114 条) ・ 価格変動準備金 (保険業法第 115 条) ・ 責任準備金 (保険業法第 116 条、自動車損害賠償保障法第 28 条の 3、地震保険に関する法律施行規則第 7 条) ・ 支払備金 (保険業法第 117 条) ・ 株式評価の特例 (評価益の任意認識、利益は準備金積立) (保険業法第 112 条) ・ 事業費の繰延 (新設会社に認められる繰延資産) (保険業法第 113 条) ・ 支払承諾 (保険業法施行規則の様式)
民営鉄道業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部固定資産に対する取替法の強制 (鉄道事業会計規則第 13 条) ・ 後入先出法、予定受払単価法の容認 (貯蔵品) (鉄道事業会計規則第 18 条、第 19 条) ・ 災害損失等繰延金の容認 (鉄道事業法第 20 条、鉄道事業法施行規則第 37 条) ・ 新幹線鉄道大規模改修引当金 (全国新幹線鉄道整備法 第 17 条第 1 項) ・ 特定都市鉄道整備準備金 (特定都市鉄道整備促進特別措置法第 8 条)

水運業	特段なし
道路運送固定施設業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却方法として定額法の強制（高速道路事業等会計規則第 15 条）
電気通信業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定受払単価法の容認（たな卸資産）（電気通信事業会計規則第 14 条）
電気業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部固定資産に対する取替法の強制（電気事業会計規則 13 条） ・ 濁水準備引当金（電気事業法第 36 条） ・ 原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 35 条、原子力発電工事償却準備引当金に関する省令 2 条）
ガス業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有形固定資産に関する特有の勘定科目の分類（ガス事業会計規則第 2 条） ・ 工事負担金における直接減額方式での圧縮記帳の強制（ガス事業会計規則第 4 条） ・ ガス熱量変更引当金（ガス事業法第 27 条、ガス熱量変更引当金に関する省令）
中小企業等金融業	<p>（信用金庫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引責任準備金（登録金融機関）（金融商品取引法第 48 条の 3） ・ 債券発行差金（信用金庫法施行規則様式） ・ 債務保証等（信用金庫法施行規則等の様式） ・ 企業結合（プーリング法を容認している）（信用金庫法施行規則別紙様式第 2 号記載上の注意 7） ・ 損益計算書は当期末処分剰余金までを表示（信用金庫法施行規則別紙様式第 3 号）
資産流動化業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損益計算書は当期末処分利益や当期末処理損失までを表示（特定目的会社の計算に関する規則第 45 条）
投資運用業	特段なし
投資業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損益計算書は当期末処分利益や当期末処理損失までを表示（投資法人の計算に関する規則第 54 条） ・ 金銭の分配に伴う会計処理及び表示方法（投資法人の計算に関する規則第 76 条以下）
特定金融業	特段なし

入札規制・公共調達規制・料金規制の例

建設業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の元請企業が受審する経営事項審査の中の経営状況分析において、大会社かつ有価証券報告書提出会社については、当該分析を連結ベースで行う必要がある。その他の会社については単体ベースで当該分析を行う必要がある（建設業法第 27 条の 23、27 条の 24、建設業法施行規則第 19 条の 4）。（連結・単体）
保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・決算報告数値が、自賠責保険料の基礎として使用されている（単体）
民営鉄道業	<ul style="list-style-type: none"> ・原価が運賃・料金の算定の基本になっている。（鉄道事業法第 16 条、鉄道事業法施行規則第 32 条）（単体）
水運業	<ul style="list-style-type: none"> ・原価が運賃・料金の算定の基本になっている（一般旅客定期航路事業）。（海上運送法第 8 条、海上運送法施行規則第 4 条）（単体）
道路運送固定施設業	<ul style="list-style-type: none"> ・原価が一般自動車道の使用料金算定の基本になっている。（道路運送法第 61 条、自動車道事業規則第 17 条）（単体）
電気通信業	<ul style="list-style-type: none"> ・原価が一部の電気通信設備に係る接続料算定の基本になっている（電気通信事業法第 33 条、第 34 条、接続料規則第 7 条、第一種指定電気通信設備接続会計規則第 1 条、第二種指定電気通信設備接続会計規則第 1 条）。（単体） ・交付金（一定の要件を満たす場合、費用が収益を上回る部分の一部について交付金を交付）の算定は日本基準に基づく財務諸表が基本になっている。（電気通信事業法第 107 条、第 109 条）。（単体） （参考） ・一定の規制対象事業者については、財政状態及び経営成績について明らかにするために会計の整理が義務付けられている。（電気通信事業法第 24 条（基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者）、電気通信事業法第 30 条（禁止行為等適用事業者）、電気通信事業会計規則第 1 条）（単体）
電気業	<ul style="list-style-type: none"> ・原価が電気料金算定の基本になっている。（電気事業法 19 条）（単体）
ガス業	<ul style="list-style-type: none"> ・原価がガス料金算定の基本になっている。（ガス事業法 17 条）（単体）
防衛調達	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定が原価計算方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令 4 条）によった場合、契約対象装備品等の予定価格のうち、製造原価（又は売上原価）等を日本基準の財務諸表等から得られた会社見積原価等を審査したうえで算定している（同訓令第 29 条等）。（単体）